

令和5年度但馬地域における環境整備補助事業募集要項
～コウノトリ野生復帰推進～

但馬地域において地域団体等が行う、コウノトリ個体群の生息域の拡大を目的とした、ビオトープ整備等の生物多様性に富んだ環境整備を支援する。

1 補助の要件

(1) 対象団体

次の2つの要件を満たすもの

- ① 但馬内の自治会、農業者3名以上で組織される営農組織等
- ② 規約や代表者を決めている団体

(2) 対象事業

次の2つの要件を満たすもの

- ① 但馬地域においてコウノトリ個体群の生息域の拡大を目的に実施される、ビオトープ整備等の生物多様性に富んだ環境整備事業
- ② 以下のいずれかの市町内における整備事業
養父市、朝来市、香美町、新温泉町

※下記に該当する団体が実施するものを除く

- ・ 公序良俗に反する活動を目的とする団体又は法人
- ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体又は法人
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体又は法人
- ・ 反社会的活動を行う団体又はその構成員が事業の企画運営に関わる団体

2 補助の内容・補助金額

(1) 補助金額

- ① 1件当たり事業対象経費合計の2/3以内かつ25万円以内
(補助金額は千円単位とします。※千円未満切捨て)
- ② 当該補助金以外の財源を確保していること
但し、補助金総額は予算の範囲内

(2) 補助対象事業の期間

令和5年5月15日～令和6年2月29日の間に実施され、完了する事業

(3) 補助対象経費

- ① 工事請負費、作業整備費等、ビオトープ・水田魚道等の整備に係る費用
- ② その他、但馬県民局で認めた経費

※審査会実施前でも、募集開始日以降であれば事業に着手することは可能ですが、審査の結果助成団体に決定しなかった場合は、支出済の額は全額自己負担となりますのでご了承ください。

(4) 補助対象外経費

- ① PR 看板設置等、直接的な整備でないものに係る経費
- ② 領収書のない経費
- ③ 事業に直接関係のない経費

3 申請方法

(1) 募集方法

募集案内は、市町等を通じて周知するとともに、兵庫県 HP にも掲載
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk04/kounotorihojyo.html>

(2) 提出方法

指定の申請用紙に必要事項を記入し、但馬県民局地域政策室地域づくり課あて郵送または持参

(3) 受付期間

令和5年5月15日（月）から9月29日（金）必着

(4) 提出書類

- ① 令和5年度 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 令和5年度 収支予算書（様式第1号別記）
- ③ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式第1号の2）
- ④ 令和5年度 但馬地域における環境整備補助事業実施計画書（別紙様式）
- ⑤ 設置位置図・設計図面等、整備するものの詳細が分かる図面
- ⑥ 経費の積算内訳
- ⑦ 申請団体の概要
- ⑧ 団体規約・会則等
- ⑨ 役員名簿
- ⑩ 整備後の維持管理に関する誓約書（別紙様式）
- ⑪ その他、団体または申請事業の参考となる資料

4 申請フロー

(1) 助成が決定するまで

- ① 申請書類を提出（5月15日～9月29日）
- ② 書類審査（事務局）
 - ・ 事業の目的や内容等を把握するため、必要に応じて面談や電話等によるヒアリングを行う。
 - ・ 「令和5年度地域創生推進事業補助金交付要綱および別表（第2条関係）但馬地域における環境整備補助事業」に定める要件に合致するか確認する
- ③ 審査会（10月中）
 - ・ 提出書類を基に、審査会を開催し、助成団体を決定
- ④ 補助金額の内示及び決定（10月中）

(2) 審査基準

- ・書類上の要件を満たしているか。
- ・但馬地域において地域の団体等が自ら企画し実践する、コウノトリ個体の生息域拡大に資する事業であるか。
- ・整備することで、コウノトリが繁殖する可能性があるか。
- ・地域のコウノトリ野生復帰に対する機運醸成につながる内容か。

(3) 事業完了後の手続

① 実施報告書の提出

事業完了後 30 日以内に「申請書」に準じた実績報告書、経費の領収書、事業の様子が分かる写真等を提出

※提出期限までに報告書の提出がない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

※領収書のない経費は認めることができませんので、領収書は大切に保管してください。

② 補助金の支払

実績報告書を審査のうえ、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、請求書に基づき指定口座へ補助金を振り込み

【問合せ・申込書提出先】

但馬県民局地域政策室 地域づくり課 (担当: 福田)

〒 668-0025 豊岡市幸町 7-11 豊岡総合庁舎 1 階

TEL 0796-34-6127 FAX 0796-23-1476